#### 議第25号 過疎地域自立促進計画の変更について

# 1 変更の趣旨

市内の過疎地域(旧下蒲刈町,旧倉橋町,旧蒲刈町,旧豊浜町及び旧豊町の区域をいいます。以下同じ。)の振興に向けての総合的かつ計画的な対策を講じ、自立促進等を図るため、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下「過疎法」といいます。)に基づき、「過疎地域自立促進計画(平成28年度~平成32年度)」を策定していますが、状況の変化や地域のニーズを踏まえ、過疎地域の振興に必要な事業の追加をするものです。

# 2 過疎地域について

過疎地域は、過疎法に規定する人口要件(人口減少率、高齢者比率など)及び財政力要件(一定以下の財政力指数など)に該当する 市町村の区域です(過疎法第2条第1項)。ただし、過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件・過疎地域 とみなされる市町村の要件ともに該当しない場合でも、その新市町村のうち合併前に過疎地域であった旧市町村の区域が過疎地域とみ なされます(過疎法第33条第2項)。

### 3 財政措置について

過疎市町村が作成した過疎地域自立促進計画に基づいて実施される各種の事業の財源として過疎対策事業債(充当率100パーセント,交付税措置率70パーセント)を発行することができます。

# 4 追加事業の内訳及び第4次呉市長期総合計画後期基本計画での位置付け

(単位:千円)

| 事業名称                   | 事業内容                                     | 事業<br>主体 | 計画期間中<br>概算事業費 | 第4次呉市長期総合計画<br>後期基本計画での位置付け       |
|------------------------|--|----------|----------------|-----------------------------------|
| 多世代交流型農村環境保全事業(全域)     | 地域ぐるみで取り<br>組む農地保全活動<br>を支援              | 市        | 12, 214        | 第5節 産業分野<br>第1項 農林水産業<br>3 農林業の振興 |
| 漁業経営の安定化による漁業者支援事業(全域) | 海藻類等の養殖に<br>取り組む漁業協同<br>組合等の資材購入<br>等を支援 | 市        | 5, 800         | 第5節 産業分野<br>第1項 農林水産業<br>4 水産業の振興 |

| 呉市有線テレビジョン放送施設改修事業(豊浜町・豊町地域) | 呉市有線テレビジョン放送施設改修 | 市 | 4, 000  | 第6節 都市基盤分野<br>第3項 都市施設<br>2 情報機能の強化 |
|------------------------------|------------------|---|---------|-------------------------------------|
| 合計 (3事業)                     |                  |   | 22, 014 |                                     |